

「セルフエステ」の契約トラブルに注意！

消費者が自分でエステ機器などを操作して施術する「セルフエステ」や「セルフホワイトニング（歯を白くする）」の相談が増えています。

■相談事例 1

SNSの広告から、痩身セルフエステの無料体験を申し込んだ。店舗での体験後、担当者から「30日間は無料。その後は有料契約になるが、無料期間中に解約もできる。」と聞き、契約した。しかし規約上、無料期間中の解約には違約金が発生すると知り、納得がいかない。

■相談事例 2

SNSに歯のセルフホワイトニングの広告があり、無料体験後、担当者から「今契約するとお得」「今日なら入会金は無料」と強く勧められ、断りきれずに契約してしまった。帰宅後に考え直し、クーリング・オフしたいと連絡すると「クーリング・オフの対象外」と言われた。

■消費者へのアドバイス

- ・「セルフエステ」は、特定商取引法に規定される「特定継続的役務」に該当しないため、契約書の交付義務はなく、一般にクーリング・オフや中途解約などができません。
- ・「セルフエステ」は無料体験などで手軽に試せますが、契約期間や解約方法、違約金の有無など、内容をよく確認して契約する必要があります。
- ・専用の機器を自分で操作するため、使用方法によっては思わぬけがをすることもあります。機器の操作方法、リスクやけがの対応・補償など十分な説明を受け、納得したうえで契約しましょう。

トラブルがあった場合は、消費生活センターにご相談ください。

千代田区消費生活センター
TEL:03-5211-4314(相談専用)
月曜日～金曜日 9:00～16:30
(土日祝、年末年始除く)

